

ロッカー型クラウドサービスと 著作権等について

“著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会”
提出資料

2014年8月7日

株式会社ニワンゴ
杉本誠司

■ 総論

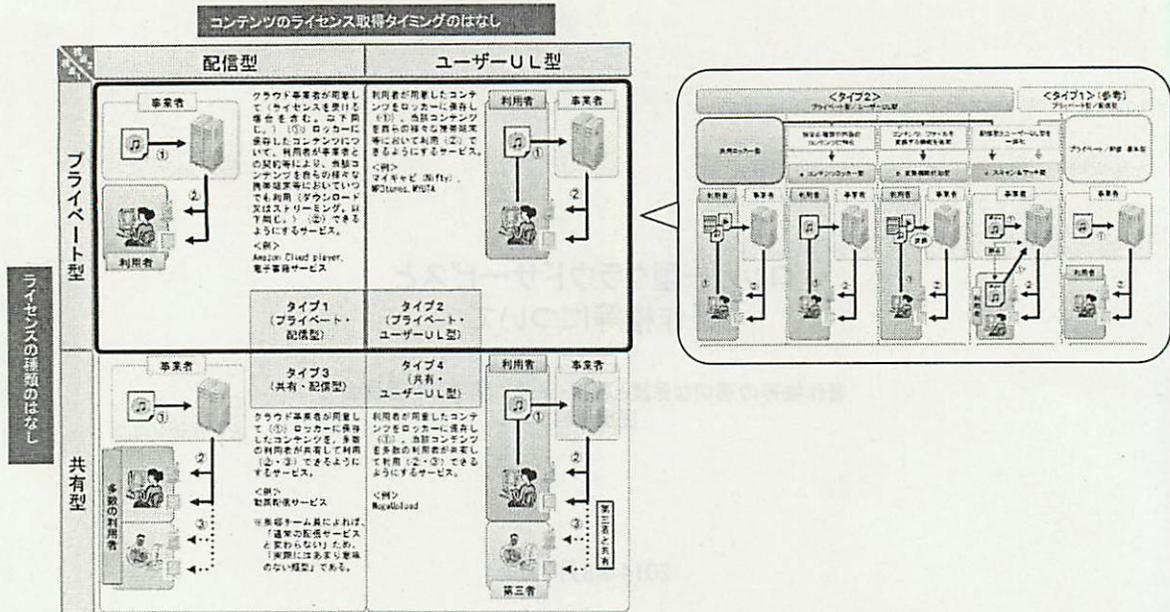
以下の項目について論定整理を行い、議論を進めたい

【コンテンツ利用サービスであることの定義(目的)をもって】

- ・ロッカー型クラウドサービスにおける手段と目的
- ・私的複製(私的利用)と公衆複製(公衆・共有使用)
- ・サービス(ビジネス)としての成立するための要素
- ・権利者への適切な対価の還元について

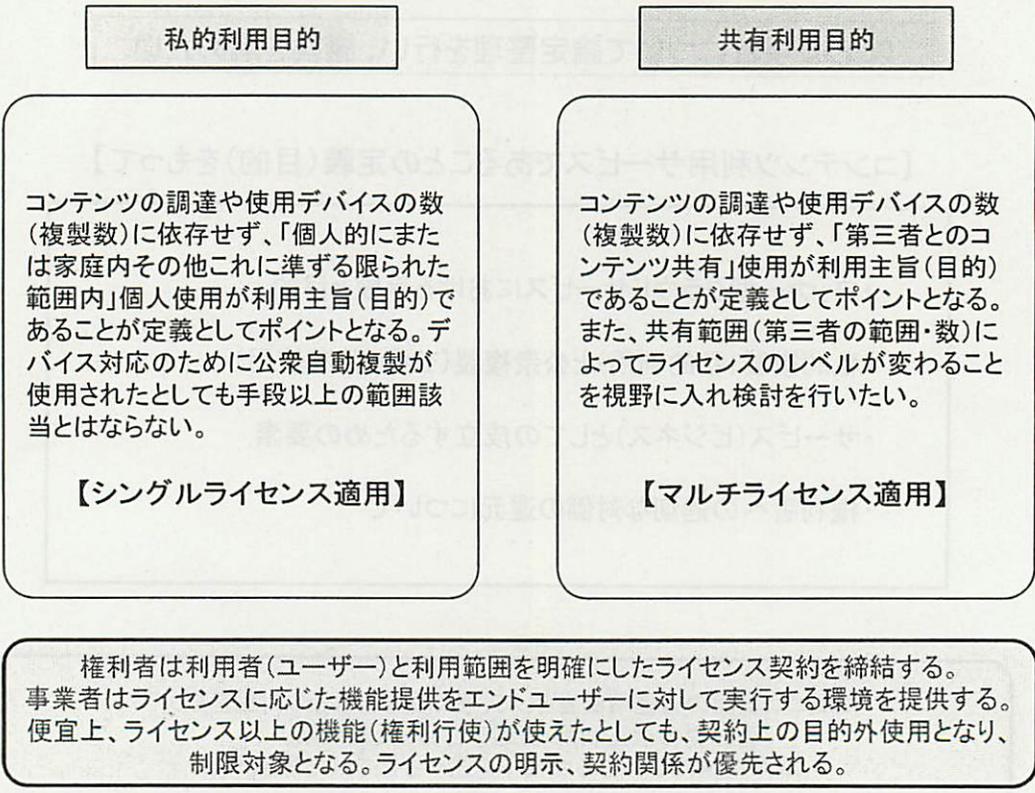
ニコニコ動画の運営事業者として、多くの権利者との対話をもって
著作物の適正利用・流通を目指した経験則より、
本件議論についてのコメントを述べさせていただきます。

■(ロッカー型)クラウドサービスにおける手段と目的

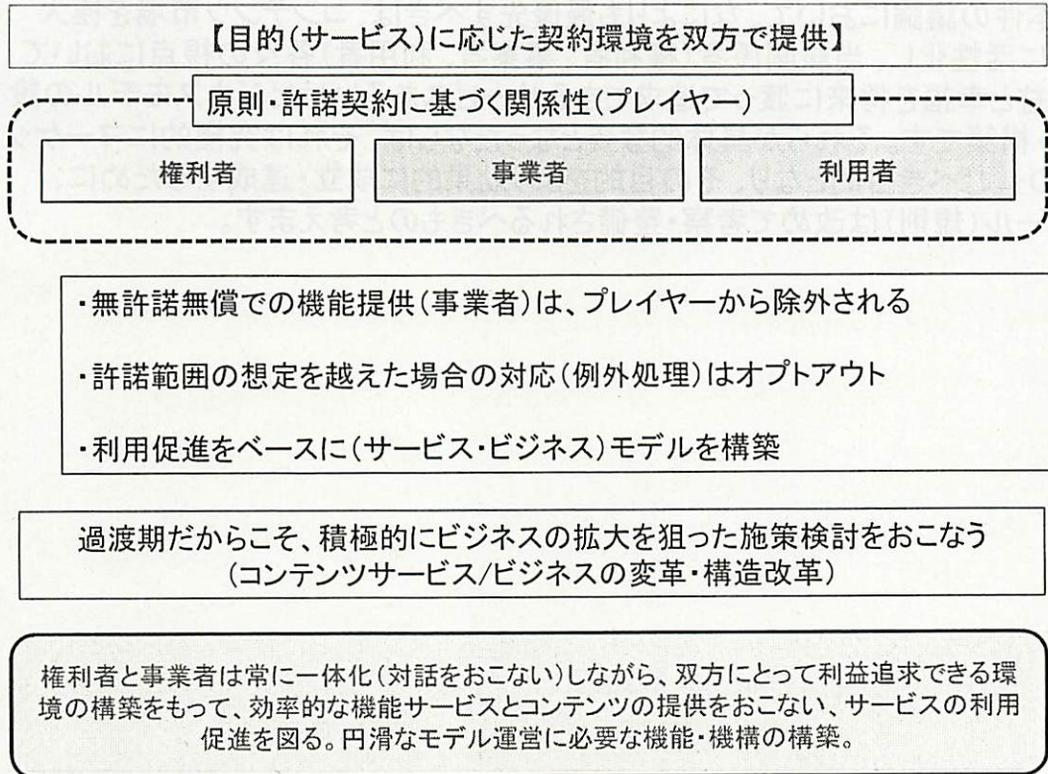


上記分類は、利用者(ユーザー)のコンテンツ利用目的に沿った事業者の機能提供(サービス)手段群である。利用者自身が著作権を有しないコンテンツについては、権利者からプライベート型か共有型のいずれかのライセンスを受けて利用目的を遂げる。すべては契約関係にて成立することで、法制度の解釈は論点とならない。

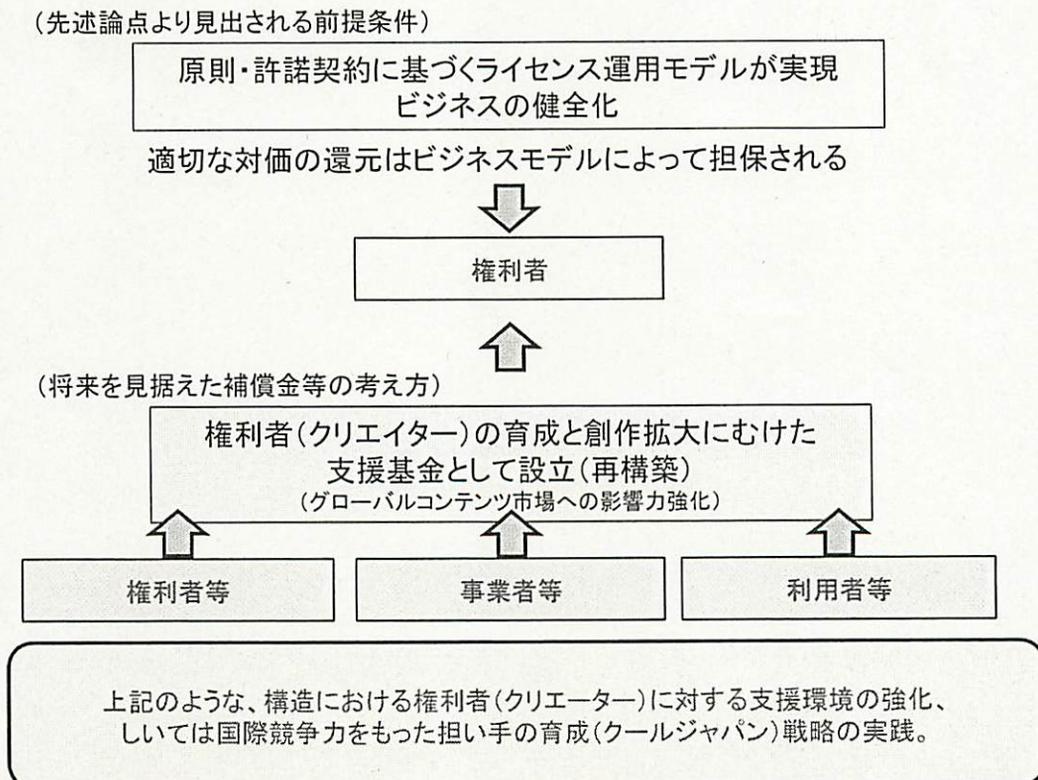
■私的複製(私的利用)と公衆複製(公衆・共有使用)



■ サービス(ビジネス)としての成立するための要素



■ 権利者への適切な対価の還元について



■ 結論

本件の議論において、なによりも最優先すべきは、コンテンツ市場を極大的に活性化し、当該関係者(権利者、事業者、利用者)各々の視点において利益と幸福を将来に渡って追求できるサービスあるいはビジネスモデルの設計・構築です。それらが具体的な姿となったならば、それは究極的にマーケットの進むべき目的となり、その目的をより効果的に成立・達成するために、ルール(規則)は改めて考察・整備されるべきものと考えます。

